

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

令和7年11月20日

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官

北村 実

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請いたします。

記

1. 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

会計担当内閣参事官 坂本 眞一

支出負担行為担当官

内閣府大臣官房会計担当参事官 北村 実

2. 当該招請の趣旨

現在、内閣官房・内閣府本府で保有している公用車にはETCカード（有料道路自動料金収受システム）を導入しており、経費削減及び効率性を考慮し、有料道路事業者に対し「ETCマイレージサービス」の登録を行っている。

本業務については、下記6の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思表明書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、下記6応募要件を満たすと認められた者が1者の場合は、当該者と随意契約を行うこととする。また、下記6の応募要件を満たすと認められる者が複数者の場合には、くじによる抽選の上契約の相手方を決定することとする。

3. 業務内容

ETCカードの利用契約

4. 業務概要

別添仕様書のとおり

5. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（ただし、本業務期間は60か月（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）を予定しており、毎年度更新を行う形をとる。）

6. 応募要件

①予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、こ

の限りではない。

- ②予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- ④内閣官房及び内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤仕様書に記載されたETCカード発行にかかる条件を満たしている者であること。

7. 応募方法

応募者は、参加意思表明書（別記様式）及び上記6③、⑤の応募要件を満たすことを証明する書類を提出すること。

8. 手続等

（1）担当部局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎
内閣府大臣官房会計課自動車係 佐藤
電話番号 03（5253）2111（代表） 内線82360

（2）参加意思表明書の提出期限、場所、方法

提出期限 令和7年12月16日（火） 正午
提出場所 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎
内閣府大臣官房会計課自動車係 佐藤
提出方法 電子メール、持参、郵送のいずれかの方法により提出すること。
ただし、郵送の場合は提出期限までに必着とする。なお、メールアドレスについては、上記の担当宛てに電話連絡のうえ、開示することとする。

（3）審査結果の通知

令和7年12月17日（水）17時までに提出のあった全者に通知する。
なお、複数者より提出があった場合、下記日時にて抽選会を実施し、くじ引きにより契約の相手方を決定する。くじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札業務に関係のない職員にくじを引かせて契約の相手方を決定する。
抽選会日時：令和7年12月19日（金）午後2時 内閣府庁舎1階 第1入札室

9. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）本件は、令和8年4月1日以前に令和8年度予算が成立していない場合には、契約の中止等を行う場合がある。この場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。
- （3）応募者は、参加意思表明書の提出をもって、暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとす
る。
- （4）応募者は、参加意思表明書の提出をもって、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための
ガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏ま
えた人権尊重の取り組みに努めることに誓約したものとす。

※『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>